

## 船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づく特定教育・保育施設等に対する指導監査に関し、必要な事項を定める。

### (指導等の実施計画)

第2条 特定教育・保育施設等に対する指導等は、毎年度実施計画を策定して行う。

### (実地指導の実施通知)

第3条 要綱第6条(2)アに規定する実施通知は、第1号様式によるものとする。

2 実施通知は、概ね実地指導実施日の1月前までに行う。ただし、緊急を要する場合には、実地指導の当日に通知することができる。

### (実地指導に係る資料の提出)

第4条 要綱第6条(2)アに規定する準備すべき書類等で事前に提出を要する資料については、前条の実施通知と併せて送付するものとする。

2 特定教育・保育施設等の設置者等は、前項の事前に提出を要する資料を実地指導実施日の2週間前までに、市長に提出しなければならない。

### (実地指導の結果通知等)

第5条 要綱第6条(2)ウに規定する結果通知は、第2号様式の1又は第2号様式の2によるものとする。

2 実地指導の結果については、当該実施日に口頭で講評を行い、実地指導後速やかに、結果を通知する。

### (実地指導の報告書)

第6条 要綱第6条(2)エに規定する文書による報告は、第3号様式によるものとする。

2 特定教育・保育施設等の設置者等は、結果通知日から2月以内に、市長に文書による報告をしなければならない。

### (施設型給付費等の返還)

第7条 実地指導の結果、施設型給付費等について返還を要すると認められた場合は、次に掲げる手続きにより行うものとする。

- (1) 特定教育・保育施設等の設置者等に対し、指摘事項に係る施設型給付費等の請求について指導等を行う日以前の市が指定した期間について点検を指示する。
- (2) (1)の点検の結果、施設型給付費等の返還の必要が生じた場合は、返還報告書(第3号様式別紙)の提出を求め、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、返還の指示をする。
- (3) 返還を指示した特定教育・保育施設等の設置者等に対し、施設型給付費等の返還結果について、施設型給付費等返還手続き等結果報告書(第4号様式)の提出を求める。

(監査の実施通知)

第8条 要綱第11条(1)に規定する監査の実施通知は、第5号様式によるものとする。

(監査の結果通知)

第9条 要綱第11条(3)に規定する監査の結果通知は、第5条の規定に準ずる。

(監査の改善報告)

第10条 要綱第11条(4)に規定する文書による報告は、第6条の規定に準ずる。

(不正利得の徴収に伴う返還手続き等)

第11条 要綱第14条に規定する不正利得の徴収に伴う返還手続きについては、返還額が確定した場合に、特定教育・保育施設等の設置者等に対し、返還同意書(第6号様式)の提出を求めるほか、第7条の例による。

附 則

この要領は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月26日から施行する。

第1号様式

第 号  
年 月 日

様

船 橋 市 長



特定教育・保育施設等の実地指導の実施について（通知）

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適性化を図るため、子ども・子育て支援法第14条の規定により、下記のとおり実地指導を実施するので通知します。

実地指導に際しては、事前に提出を要する資料及び実地指導当日に準備すべき書類等について、遺漏のないよう願います。

なお、当日は代表者、管理者及び関係職員の出席について、ご配慮願います。

記

1. 対象
2. 実施日時及び場所
3. 担当者
4. 当日に準備すべき書類等
5. 事前に提出を要する資料
6. 提出期限
7. 提出先

第2号様式の1

第 号  
年 月 日

様

船 橋 市 長 

特定教育・保育施設等に対する実地指導の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第14条の規定に基づき、下記のとおり実施をした実地指導の結果、概ね適正な運営が認められたことを通知します。

記

1. 対象
2. 実施日

第 号  
年 月 日

様

船 橋 市 長 

特定教育・保育施設等に対する実地指導の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第14条の規定に基づき、下記のとおり実施をした実地指導の結果、別添のとおり改善を要する事項が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、実地指導当日に担当職員が口頭にて指導をした事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

なお、改善報告を要する指摘事項については、同封の「実地指導における指摘事項の改善について（報告）」等に必要事項を記入のうえ、改善した事項を証する関係書類等を添付し、本通知日から2月以内に報告してください。

記

1. 対象
2. 実施日
3. 報告期限
4. 提出先

(第2号様式の2 別添)

改善を要する事項（特定教育・保育施設等）

施設等の名称：

施設等の類型：

実地指導実施日： 年 月 日

指摘区分	指摘項目	指摘内容	備考

第3号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

(特定教育・保育施設等の設置者等)

主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

㊟

実地指導における指摘事項の改善について（報告）

年 月 日付け、 第 号にて通知のありました改善報告を要する指摘事項について、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 報告書（提出書類の種別にチェックをすること。）

	指摘事項改善報告書（第3号様式 別紙1）
	返還報告書（第3号様式 別紙2）
	返還内訳書（第3号様式 別紙2<別添>）

2. 関係書類（書類の名称を記載すること。）

(第3号様式 別紙1)

指摘事項改善報告書（特定教育・保育施設等）

施設等の名称：

施設等の類型：

実地指導実施日： 年 月 日

指摘区分	指摘項目	改善状況または今後の改善計画等	備考



(第3号様式 別紙2)

返還報告書

施設等の名称：

施設等の類型：

1. 返還の対象となった特定教育・保育等の提供月

年 月 から 年 月

2. 返還金額

区 分	項 目 (加算等)	返還金額
基本部分	基本分単価	円
基本加算部分		円
		円
加減調整部分		円
		円
乗除調整部分		円
		円
特定加算部分		円
		円
合 計		円

3. 別添 「返還内訳書」



第4号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

(特定教育・保育施設等の設置者等)

主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

㊟

施設型給付費等返還手続き等結果報告書

施設型給付費等について、次のとおり返還することを報告します。

施設等の名称	
施設等の類型	
返 還 額	
返 還 方 法	
返還終了予定年月日	
備 考	

第 号  
年 月 日

様

船 橋 市 長



特定教育・保育施設等の監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適性化を図るため、子ども・子育て支援法第14条の規定により、下記のとおり監査を実施するので通知します。

記

1. 対象
2. 実施日時・場所
3. 担当者
4. 準備すべき書類等

なお、上記のほか、必要に応じ関係書類の提示を求める場合があります。

第6号様式

(設置者等)

名称

代表者氏名

㊟

(施設等)

名称

管理者氏名

㊟

返 還 同 意 書

年 月 日の監査において、指摘があった事項に係る施設型給付費等の返還金について、下記のとおり返還することに同意いたします。

記

1. 施設等の名称

2. 返還金額

3. 返還方法